

市内で頑張る農家たち!!



岩本 剛久さん (井口)

井口の岩本さんは春夏には赤しそを70アール、秋冬にはレタスを2ヘクタール栽培し、年間を通じ農業に従事しています。

アメリカで営業マンとして働いていた岩本さんは、自身で事業を経営したいという思いと、実家が農地を持つっていたことをきっかけに、地元で農家となることを決意しました。栽培のノウハウを学ぶために半年間の修行を経て、平成28年に新規就農し、自身の経営をスタートさせました。

赤しそは播種から収穫までのほとんどが機械化しており、効率良く栽培でき、出荷時の品質も確保しやすいと話



す岩本さん。

今後は工場の整備や、機械化をさらに進め、効率の良い農業を目指すとともに、従業員が継続して働きやすい職場にしていきたいと意気込んでいます。

北川 森さん (神座)

神座の北川さんは実家のミカン農家を手伝う傍ら、12アールのハウスでイチゴを栽培し、経営しています。

ミカンに加え、新たな作物を栽培したいと思っていた北川さんが大学卒業後、茨城県での1年間の研修の中で、特に魅力を感じたのがイチゴ栽培でした。

最初の1年目は病気、2年目は害虫に悩まされましたが、毎年対策を重ね、なんとか課題も克服。5年目となる今年は安定した品質で、収量も確保できるようになってきました。収穫したイチゴは直売所での販売に加え、まんさいかんや地元のスーパーにも卸しています。

今後は神座地区の農地集積を進め、農地を使ってくれる担い手が来てくれるように頑張ります。



農地の貸借は適切ですか？

農地を貸借するためには、農地法の許可や利用権の設定をする必要があります。

お互いの口約束で貸借をしている場合、所有者や小作人が亡くなった際、相続した方が貸借の事実を把握できず、トラブルに繋がるケースがあります。

〈農地の貸借についての相談はお気軽に農業委員会へ〉

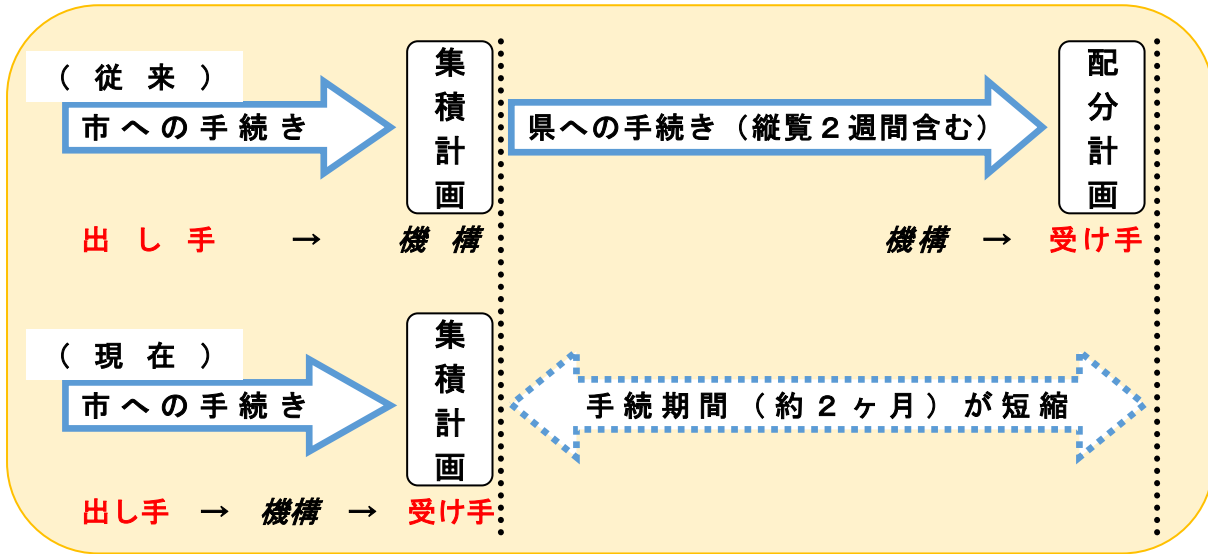
◇農地バンク法改正◇

農協転貸が中間管理事業に統合

農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）が改正され、農地利用円滑化事業（農協転貸）が農地中間管理事業に統合されました。これに伴い、令和2年4月以降、新たに農協を通じての農地の貸し借りは出来なくなります。

また、中間管理事業による農地の貸し借りについて、今までは2つの計画（市の集積計画と機構の配分計画）が必要でしたが、市の集積計画のみで一括して貸し借りが可能になりました。それにより、手続きが少なくなり、よりスムーズに農地の貸し借りが出来ます。（下図参照）

この機会に、農地中間管理事業の積極的な利用をお願いします！



○農業委員会視察研修

農業委員会では毎年、農産業の振興や、遊休農地の解消等に向け、視察研修を実施しています。今年は1月30日（木）に浜松市のCoCoChi（木）と御前崎市の株やま満寿多園に行きました。

CoCoChiでは放置竹林の解消に関する取り組みやフォレストガーデンの案内をしていただきました。（左写真）

株やま満寿多園では、海外輸出への経験を活かした徹底した茶園管理について、お話を伺いました。（下写真）



○農地の管理は適切に

農地を宅地や駐車場、山林などに利用する場合は、農地法の許可が必要です。また、資材置場や現場事務所などの一時的な利用についても許可が必要です。許可のない利用は法律違反となり、農地への復元をお願いしたり、罰則が科される場合があります。

農地の利用方法を変えたい場合には、必ず農業委員会へ申請するようお願いいたします。

☆農業委員会総会の日程等はホームページにも掲載しています。